

本田あきこ オレンジ日記



循環器病対策基本法の施行

自民党女性局次長・厚生関係団体委員会副委員長
参議院議員・薬剤師 本田顕子

2018年12月、議員立法により循環器病対策基本法（健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法）が成立し、昨年12月1日から施行されています。

本法律は、循環器病が国民の疾病による死亡・介護の主要な原因になっている現状に鑑みて、循環器病予防等に取り組むことで、国民の健康寿命の延伸を図り、医療・介護の負担軽減に資することを目的としています。

この法律では、国、地方公共団体、国民、医療従事者等の責務を規定するとともに、政府に「循環器病対策推進基本計画」の作成を、また、都道府県に「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することを求めています。

基本計画は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るために作成されるもので、案の作成に当たっては、厚生労働省に設置された「循環器病対策推進協議会」の意見を聞くことになっています。協議会の委員は、法律で、患者、患者であった者、これらの家族、救急業務に従事する者、学識経験者等20人以内で構成されておりますが、治療には薬が不可欠であることから、協議会は2月3日に日本薬剤師会等の関係団体から意見聴取を行いました。また、都道府県には「都道府県循環器病対策推進協議会」を設置するよう努めなければならないと規定されており、都道府県においても同様な意見陳述の場が設けられるのではないかと思います。

一方、本法律が議員立法であったこともあり、超党派の「脳卒中・循環器病対策フォローアップ議員連盟」（会長：尾辻秀久議員）が設立され、私は事務局次長を務めることになりましたが、薬剤師であることから声がかかったものと理解しています。この議員連盟においても3月上旬に日本薬剤師会からのヒアリングが予定されています。



本田あきこ



メルマガ登録



本田あきこの部屋



@89314honda